

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月14日提出
【発行者名】	パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星野 元伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 1 号
【事務連絡者氏名】	内海崎 理久
【電話番号】	070-3084-9979
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	V T X 生涯設計プラス 3 0 / 7 0（年 3 %目標払出型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2023年11月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

（８）【申込取扱場所】

< 訂正前 >

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

< 訂正後 >

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（2024年3月末現在）

- 1）資本金
1,500百万円
- 2）沿革
2022年 8月 1日 バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社設立
- 3）大株主の状況

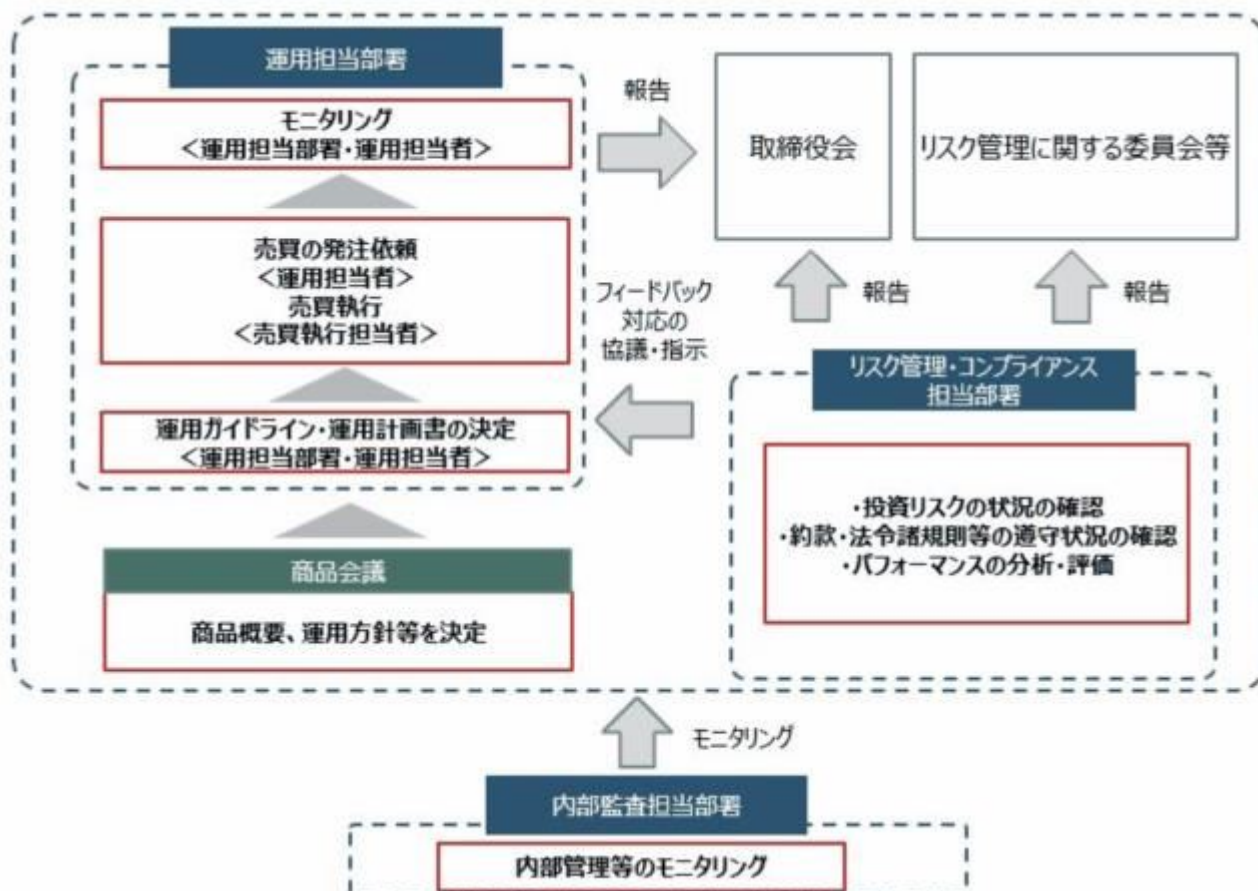
名 称	住 所	所有株数	所有比率
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<更新後>

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される商品会議にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定する。

運用ガイドライン・運用計画書の決定

ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行う。運用計画書には翌1ヵ月の投資方針を記載する。なお、投資方針を変更する場合は、投資方針の変更理由を記載した変更計画書を作成する。

売買執行

各ファンドの運用担当者は銘柄の選定、組入数量（金額）等の注文内容を決定し、売買執行業務を行う者（当該ファンドの運用担当者とは別の者）へ発注を依頼する。売買執行業務を行う者は、最良執行を目指して、注文内容に応じて取引手法、発注方法等を決定し、ブローカーへ発注する。

モニタリング（第一線）

各ファンドの運用担当者は、ファンドの運用に関わる状況について、原則月次で運用担当部署の部長に対して報告を行う。運用担当部署は、各ファンドの運用担当者による運用が遵守すべき事項を逸脱している場合には、リスク管理・コンプライアンス担当部署への報告を行うと共に、速やかに対応を協議する。

モニタリング（第二線）

運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署は、運用に関するパフォーマンス評価、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施する。モニタリング結果に問題等がある場合は、運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応について協議を行う。また、運用リスク管理の状況について、四半期に一回、取締役会およびリスク管理に関する委員会等に報告する。

モニタリング（第三線）

運用担当部署から独立した内部監査担当部署が運用、リスク管理・コンプライアンス等の業務執行が適切に実施されているかをモニタリングする。

上記体制は2024年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（1）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドの基準価額は組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（略）

<訂正後>

（1）基準価額の変動要因およびその他の留意点

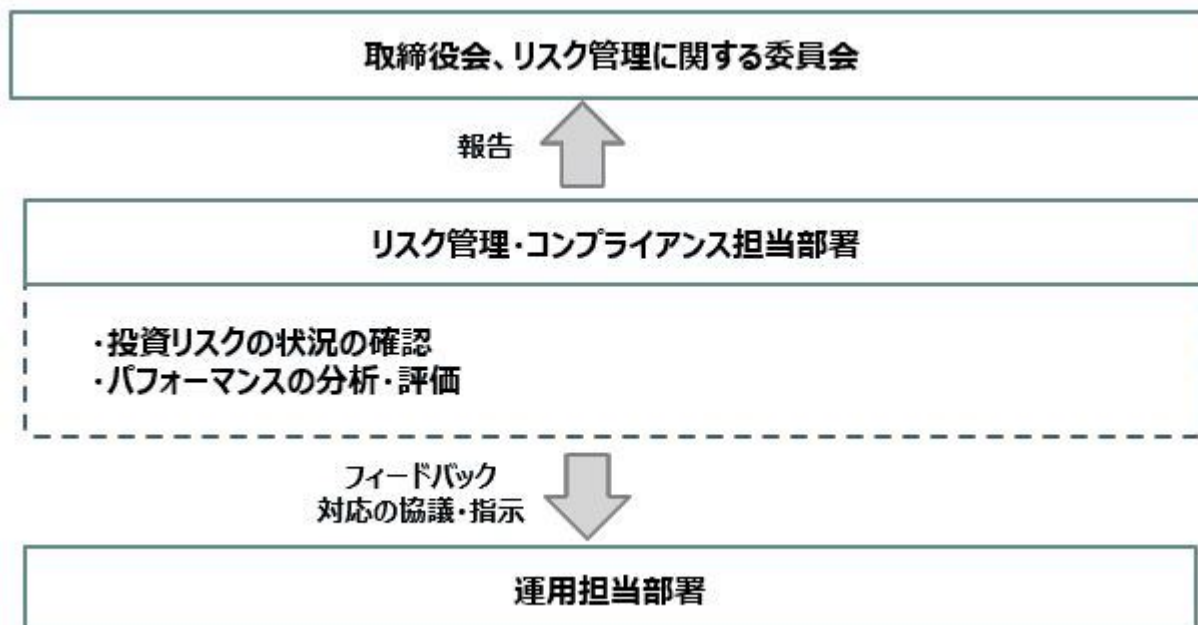
ファンドの基準価額は組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます（外貨建資産については為替変動の影響も受けます。）。信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（略）

<更新後>

（2）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



ファンドの投資リスクについては、以下の通り管理を行います。

- ・運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署が、投資リスクの状況を確認します。また、パフォーマンスについて計測・評価を行います。これらの確認結果については、運用担当部署にフィードバックすると共に、問題等あれば運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応を協議します。
- ・上記の投資リスクの状況やパフォーマンスの状況については、定期的にリスク管理に関する委員会へ報告する体制としており、お客さまや経営に重大な影響を与える場合等には緊急度に応じて速やかに取締役会、リスク管理に関する委員会へ報告する体制としています。
- ・流動性リスクに関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施すると共に、緊急時の対応策の策定・検証等を行います。リスク管理に関する委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢等について、監督を行います。

上記体制は2024年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	—	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	10.7	17.9	8.4	△ 0.8	△ 4.3	5.9

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年4月から2024年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象とな

ります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

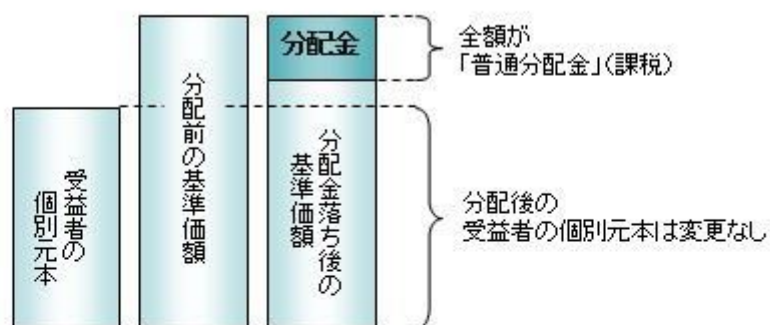
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

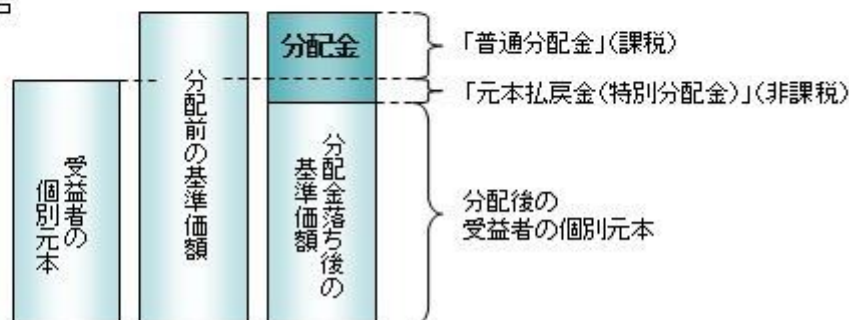
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

< 更新後 >

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

作成対象期間：2023年11月30日～2024年3月15日

総経費率 (①+②+③+④)	ファンド		投資対象ファンドおよび投資対象ファンドで組み入れているETF	
	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②	運用管理費用の比率③	運用管理費用以外の比率④
1.24%	0.78%	0.01%	0.24%	0.22%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資対象ファンドとは、当ファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。

※ファンドの費用①・②は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※投資対象ファンドの費用および投資対象ファンドで組み入れているETFの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【VTX 生涯設計プラス30/70(年3%目標払出型)】

以下の運用状況は2024年 3月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	6,164,246,469	99.65

親投資信託受益証券	日本	5,994,600	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	15,561,598	0.25
合計(純資産総額)		6,185,802,667	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D	595,176.834	10,185.58	6,062,224,840	10,357	6,164,246,469	99.65
日本	親投資信託受 益証券	V T X マネー・マザーファンド	6,000,000	0.9991	5,994,600	0.9991	5,994,600	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.65
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.75

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2024年 3月15日)	6,065	6,095	1.0173	1.0223
2023年11月末日	5,934	—	1.0000	—
12月末日	5,928	—	0.9989	—
2024年 1月末日	6,014	—	1.0133	—
2月末日	6,096	—	1.0225	—
3月末日	6,185	—	1.0340	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2023年11月30日～2024年 3月15日	0.0050

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2023年11月30日～2024年 3月15日	2.23

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2023年11月30日～2024年 3月15日	5,962,487,883	0

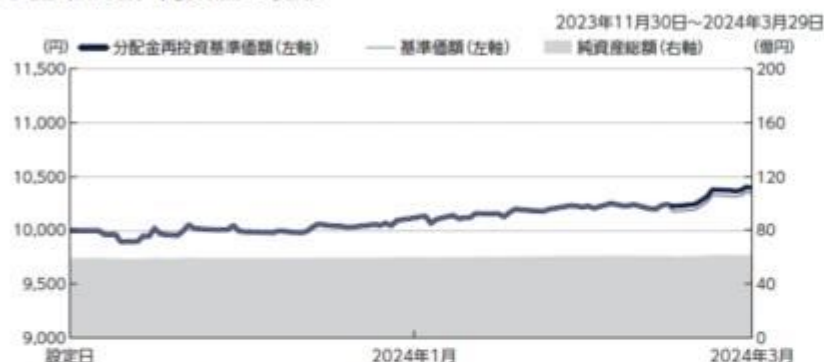
(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2024年3月29日現在

●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	10,340円
純資産総額	61.8億円

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2024年 3月	50円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	50円

●主要な資産の状況

資産の組入比率

資産	比率(%)
VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D	99.65
VTX マネー・マザーファンド	0.10
現金等	0.25
合計	100.00

VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class Dにおける運用状況

資産の状況

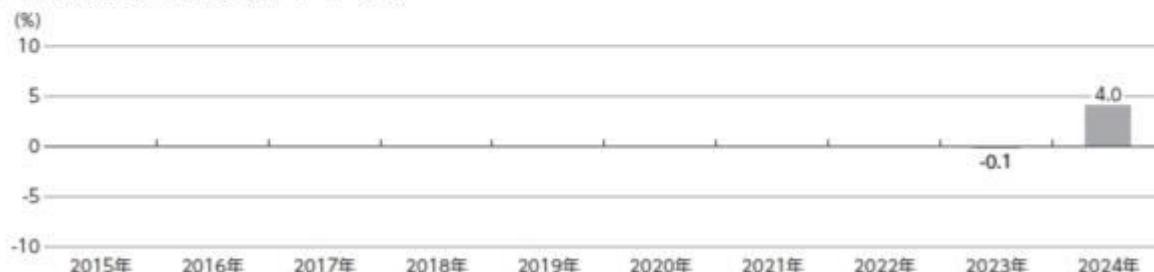
資産	比率(%)
株式	30.66
債券	69.44
合計	100.10

組入上位銘柄

資産			銘柄名	比率(%)
1	債券	米国短期国債	VANGUARD SHORT-TERM TREASURY	33.74
2	債券	短期投資適格社債	ISHARES 1-5Y INV GRADE CORP	25.72
3	債券	グローバル総合	VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF	9.98
4	株式	一般消費財・サービス	CONSUMER DISCRETIONARY SELT	3.78
5	株式	金融	FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR	3.71
6	株式	コミュニケーション・サービス	COMM SERV SELECT SECTOR SPDR	3.64
7	株式	エネルギー	ENERGY SELECT SECTOR SPDR	3.60
8	株式	生活必需品	CONSUMER STAPLES SPDR	3.51
9	株式	オランダ	ISHARES MSCI NETHERLANDS ETF	2.24
10	株式	デンマーク	ISHARES MSCI DENMARK ETF	2.12

※比率は、ファンドの純資産総額に対する組入比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにベンチマークはありません。

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年は設定日(2023年11月30日)から12月末までの騰落率です。2024年は3月末までの騰落率です。

※運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束(示唆・保証)するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

（４）取扱時間

<訂正前>

当初申込期間

（略）

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

当初申込期間

（略）

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

（２）取扱時間

<訂正前>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<訂正後>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

<訂正前>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

<訂正後>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 訂正前 >

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 03-6206-3750（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

< 訂正後 >

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

電話番号 0120-43-7472（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.vtx-is.com/>

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
なお、当ファンドの第1期特定期間は、信託約款第29条により、2023年11月30日（設定日）から2024年3月15日までとなっております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年11月30日（設定日）から2024年3月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【VTX 生涯設計プラス30 / 70（年3%目標払出型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 2024年 3月15日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	70,673,962
投資信託受益証券	6,032,224,840
親投資信託受益証券	5,994,600
流動資産合計	6,108,893,402
資産合計	6,108,893,402
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	29,812,439
未払受託者報酬	381,569
未払委託者報酬	13,164,082
その他未払費用	112,229
流動負債合計	43,470,319
負債合計	43,470,319
純資産の部	
元本等	
元本	5,962,487,883
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,935,200
（分配準備積立金）	102,444,660
元本等合計	6,065,423,083
純資産合計	6,065,423,083
負債純資産合計	6,108,893,402

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 2023年11月30日 至 2024年 3月15日
営業収益	
受取配当金	36,720,465
有価証券売買等損益	109,219,440
営業収益合計	145,939,905
営業費用	

	当期 自 2023年11月30日 至 2024年 3月15日
受託者報酬	381,569
委託者報酬	13,164,082
その他費用	137,155
営業費用合計	13,682,806
営業利益又は営業損失（ ）	132,257,099
経常利益又は経常損失（ ）	132,257,099
当期純利益又は当期純損失（ ）	132,257,099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	490,540
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	490,540
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	29,812,439
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,935,200

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	当期 2024年 3月15日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	5,934,718,101円
期中追加設定元本額	27,769,782円
期中一部解約元本額	- 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	5,962,487,883口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0173円 (10,173円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	当期 自 2023年11月30日 至 2024年 3月15日
分配金の計算過程	
第1期	
2023年11月30日	
2024年 3月15日	
A 費用控除後の配当等収益額	33,277,871円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	98,979,228円
C 収益調整金額	490,540円
D 分配準備積立金額	- 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	132,747,639円
F 当ファンドの期末残存口数	5,962,487,883口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (E/F*10,000)	222円
H 10,000口当たり分配金額	50円
I 収益分配金金額 (F*H/10,000)	29,812,439円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2023年11月30日 至 2024年 3月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	ファンドの投資リスクについては、以下の通り管理を行います。 ・運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署が、投資リスクの状況を確認すると共にパフォーマンスについて計測・評価を行います。これらの確認結果については、運用担当部署にフィードバックすると共に、問題等あれば運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応を協議します。 ・上記の投資リスクの状況やパフォーマンスの状況については、定期的にリスク管理に関する委員会へ報告する体制としており、お客さまや経営に重大な影響を与える場合等には緊急度に応じて速やかに取締役会、リスク管理に関する委員会へ報告する体制としています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2024年 3月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 自 2023年11月30日 至 2024年 3月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	109,224,840
親投資信託受益証券	5,400
合計	109,219,440

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	円	VTX Umbrella Fund VTX 30/70 Balance Fund Class D	592,265.571	6,032,224,840	
	合計	銘柄数：1	592,265.571	6,032,224,840	

		組入時価比率：99.5%		100.0%	
	合計			6,032,224,840	
親投資信託受益証券	円	V T X マネー・マザーファンド	6,000,000	5,994,600	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	6,000,000	5,994,600	100.0%
	合計			5,994,600	
合計				6,038,219,440	

(注1)組入時価比率は、左より純資産金額に対するもの及び各種類毎の有価証券合計金額に対するものとなります。

(注2)券面総額欄の数値は、投資信託受益証券については証券数、親投資信託受益証券については口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 3月29日現在です。

【V T X 生涯設計プラス30 / 70（年3%目標払出型）】

【純資産額計算書】

資産総額	6,197,649,308円
負債総額	11,846,641円
純資産総額（ - ）	6,185,802,667円
発行済口数	5,982,151,197口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0340円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額（2024年3月末現在）

資本金の額	： 1,500百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 3,000株
過去5年間における主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年3月末現在）

取締役会

業務執行上の重要な事項は、取締役会の決議によって決定します。

取締役は株主総会の決議によって選任し、任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会の決議によって代表取締役を選任することができます。また、取締役会の決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じてその他の役付取締役を定めることができます。

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集します。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年3月末現在）

運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署等の担当取締役等で構成される商品会議にて、ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）を審議・調整し、社長にて内容を決定する。

運用ガイドライン・運用計画の決定

ファンドの基本事項（運用方針・商品概要書等）に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定する。各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成し、運用ガイドラインおよび運用計画書等に基づき、運用を行う。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	377,907
単位型株式投資信託	0	0
合計	14	377,907

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（自2022年8月1日 至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
当事業年度		
(2023年3月31日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,138,030
未収入金	1	149,764
未収委託者報酬		13,278
未収投資助言報酬		32,349
前払費用		7,523
未収消費税等		54,007
流動資産合計		2,394,953
固定資産		
有形固定資産		
建物		48,298
器具備品		58,511
減価償却累計額		15,415
有形固定資産合計		91,394
無形固定資産		
商標権		295
著作権		400
ソフトウェア		33,824
無形固定資産合計		34,519
投資その他の資産		
繰延税金資産		7,204
その他		396
投資その他の資産合計		7,601
固定資産合計		133,515
繰延資産		
開業費		81,054
繰延資産合計		81,054
資産合計		2,609,523

(単位：千円)		
当事業年度		
(2023年3月31日)		
負債の部		
流動負債		
未払金	1	51,824
未払法人税等		11,131
その他の流動負債		4,783
流動負債合計		67,739
負債合計		67,739
純資産の部		
株主資本		2,541,784
資本金		1,500,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		458,215
利益剰余金合計		458,215
株主資本合計		2,541,784
純資産合計		2,541,784
負債純資産合計		2,609,523

（２）【損益計算書】

(単位：千円)		
当事業年度		
(自 2022年 8月 1日		
至 2023年 3月31日)		
営業収益		
委託者報酬		12,071
投資助言報酬		29,408
営業収益計		41,479
営業費用		
広告宣伝費		14,520

調査費	260,223
情報機器関連費	254,925
委託費	4,333
その他調査費	964
営業雑経費	41,263
通信費	34,306
印刷費	477
協会費	6,230
諸会費	248
営業費用計	316,007
一般管理費	
給料	229,428
役員報酬	72,730
給料・手当	155,179
法定福利費	1,450
その他の福利厚生費	67
交際費	7
旅費交通費	59
租税公課	12,250
不動産賃借料	30,350
固定資産減価償却費	16,571
諸経費	34,274
一般管理費計	322,941
営業損失	597,469
営業外収益	
受取利息	13
雑益	0
営業外収益計	13
営業外費用	
繰延資産償却費	17,096
営業外費用計	17,096
経常損失	614,551
税引前当期純損失	614,551
法人税、住民税及び事業税	149,131
法人税等調整額	7,204
法人税等合計	156,335
当期純損失	458,215

（３）【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	1,500,000	1,500,000	1,500,000			3,000,000	3,000,000
当期純損失()				458,215	458,215	458,215	458,215
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	458,215	458,215	2,541,784	2,541,784
当期末残高	1,500,000	1,500,000	1,500,000	458,215	458,215	2,541,784	2,541,784

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（建物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 - 18年

器具備品 3 - 15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

支出時に費用として処理しております。

(2) 開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	当事業年度 (2023年3月31日)	
流動資産		
未収入金	149,764	千円
流動負債		
未払金	3,173	千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)	
一般管理費 諸経費	2,916	千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	3,000	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金（未払手数料）は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現

金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	34,881 千円
未払事業税	3,215 千円
未払事業所税	345 千円
税務上の繰延資産	5,385 千円
繰延税金資産小計	43,827 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	34,881 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,741 千円
評価性引当額小計	36,622 千円
繰延税金資産合計	7,204 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金()	-	-	-	-	-	34,881	34,881
評価性引当額	-	-	-	-	-	34,881	34,881
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度(2023年3月31日)

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、第一生命ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

[注記事項] (セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「[注記事項](重要な会計方針) 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収益	12,071	29,408	41,479

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
第一生命保険株式会社	29,408

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	344,074	保険業	(被所有) 直接100.0%	持株会社	新株の引受	3,000,000	資本金	1,500,000
									資本準備金	1,500,000
							グループ通算制度に係る精算(受取)予定額	149,764	未収入金	149,764
							経営管理料の支払	2,885	未払金	3,173
							商標使用料の支払	31	-	-

(2) 兄弟会社等

当事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	第一生命 保険 株式会社	東京都 千代田区	60,000	保険業	なし	投資顧問契約の締結	投資助言サービスの供与	29,408	未収投資助言報酬	32,349
						従業員の出向受入	出向負担金	197,400	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

第一生命ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)
1株当たり純資産額	847,261円34銭
1株当たり当期純損失	152,738円65銭

(注) (1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 3月31日)
当期純損失	千円 458,215
普通株主に帰属しない金額	千円 -
普通株式に係る当期純損失	千円 458,215
普通株式の期中平均株式数	株 3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2023年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,938,683
未収入金	95,561
未収委託者報酬	82,424
未収投資助言報酬	33,140
前払費用	8,201
未収消費税等	7,865
流動資産合計	2,165,877
固定資産	
有形固定資産	
建物	48,598
器具備品	58,511
減価償却累計額	25,988
有形固定資産合計	81,121

無形固定資産	
商標権	280
著作権	400
ソフトウェア	46,256
無形固定資産合計	46,936
投資その他の資産	
繰延税金資産	6,052
その他	337
投資その他の資産合計	6,389
固定資産合計	134,447
繰延資産	
開業費	72,522
繰延資産合計	72,522
資産合計	2,372,846

(単位：千円)

当中間会計期間

(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	82,429
未払事業所税	921
未払法人税等	8,348
その他の流動負債	7,748
流動負債合計	99,447
負債合計	99,447
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,500,000
資本剰余金	
資本準備金	1,500,000
資本剰余金合計	1,500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	726,600
利益剰余金合計	726,600
株主資本合計	2,273,399
純資産合計	2,273,399
負債純資産合計	2,372,846

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2023年 4月 1日
至 2023年 9月30日)

営業収益	
委託者報酬	123,558
投資助言報酬	59,484
営業収益計	183,042
営業費用	
支払手数料	32,010
広告宣伝費	55
調査費	167,868
調査費	167,868
営業雑経費	18,940
通信費	17,733
印刷費	7
協会費	694
諸会費	505
営業費用計	218,874
一般管理費	
給料	243,726
役員報酬	84,662
給料・手当	159,063
法定福利費	2,013
福利厚生費	138
交際費	9
旅費交通費	39
租税公課	9,233
不動産賃借料	32,763
固定資産減価償却費	14,355

諸経費	13,700
一般管理費計	315,980
営業損失	351,812
営業外収益	
受取利息	10
雑益	235
営業外収益計	246
営業外費用	
繰延資産償却費	8,531
営業外費用計	8,531
経常損失	360,098
税引前中間純損失	360,098
法人税、住民税及び事業税	92,866
法人税等調整額	1,152
法人税等合計	91,713
中間純損失	268,384

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500,000	1,500,000	1,500,000	458,215	458,215	2,541,784	2,541,784
当中間期変動額							
中間純損失()				268,384	268,384	268,384	268,384
当中間期変動額合計	-	-	-	268,384	268,384	268,384	268,384
当中間期末残高	1,500,000	1,500,000	1,500,000	726,600	726,600	2,273,399	2,273,399

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（建物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 - 18年

器具備品 3 - 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金（未払手数料）は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日(当中間会計期間の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

〔注記事項〕（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「〔注記事項〕(重要な会計方針) 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用事業及びこれに付随する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収益	123,558	59,484	183,042

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
第一生命保険株式会社	59,155

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
1株当たり純資産額	757,799円80銭
1株当たり中間純損失	89,461円53銭

(注) (1) 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
中間純損失	千円 268,384
普通株主に帰属しない金額	千円 -
普通株式に係る中間純損失	千円 268,384
普通株式の期中平均株式数	株 3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているVTX 生涯設計プラス30/70（年3%目標払出型）の2023年11月30日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VTX 生涯設計プラス30/70（年3%目標払出型）の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤原 初美

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2022年8月1日から2023年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象

や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月10日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤原 初美

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。